

五條市国民健康保険

第3期特定健康診査等実施計画

(平成30年度～平成35年度)

◎計画策定の趣旨・背景等

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、平均寿命の延伸や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、大きな社会環境の変化により医療費や保険料の増大が見込まれる中、国保財政を健全化し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっていた。

このことから、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき、被保険者及び被扶養者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施することとされた。

本計画は、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に基づき策定した「特定健康診査等実施計画」の第2期計画期間の終了に伴い、引き続き生活習慣病対策の充実を図り、さらに促進していくため、第3期計画として策定するものである。

◎計画の期間

第3期計画の期間は、基本指針に即して6年を1期とし、平成30年度から35年度とする。



◎特定健康診査・特定保健指導の基本的な考え方

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

特定保健指導は、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

◎他の計画との関係

「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標2「安心して定住できる都市をつくる」、「五條市国民健康保険データヘルス計画」との整合性を図り計画を実施する。

◎第2期計画の目標

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特定健康診査 | 30% | 36% | 42% | 48% | 54% |
| 特定保健指導 | 35% | 40% | 45% | 50% | 55% |

◎第2期計画中に実施したこと

・実施体制

○特定健診（集団検診）

外部委託し、保健福祉センター・西吉野地区・大塔地区で実施

○特定健診（個別健診）

市町村と県医師会が締結する特定健診委託契約(集合契約)において委託

○特定保健指導

市町村と県医師会が締結する特定健診委託契約(集合契約)において委託

平成26年度から外部委託し、保健福祉センターで実施



・普及啓発の強化

市広報誌の掲載、ホームページへの記載、受診案内パンフレットの送付、ポスターの掲示（市内の特定健診実施医療機関・市役所本庁内・保健福祉センター）、市内イベント時におけるPR活動

・未受診者勧奨

大判ハガキや封書（階層化別）での通知、委託業者による電話勧奨

・受診しやすい体制づくり

受診開始時期を6月1日から5月1日までに変更し、受診期間を延長

節目年齢（40・45・50・55・60・65・70歳）対象者の自己負担額を無料化

・受診率の向上となる取組

五條市商工会へ協力依頼を行い、商工会主催の健康診査を受診した者で、五條市国民健康保険の被保険者である者に同意を得て、受診結果データを情報提供してもらう。

未受診者対策勧奨事業の電話勧奨時にセット検診の申込をできるようにした。

・国保特定健診市町村共同保健事業（糖尿病等治療勧奨推進事業）

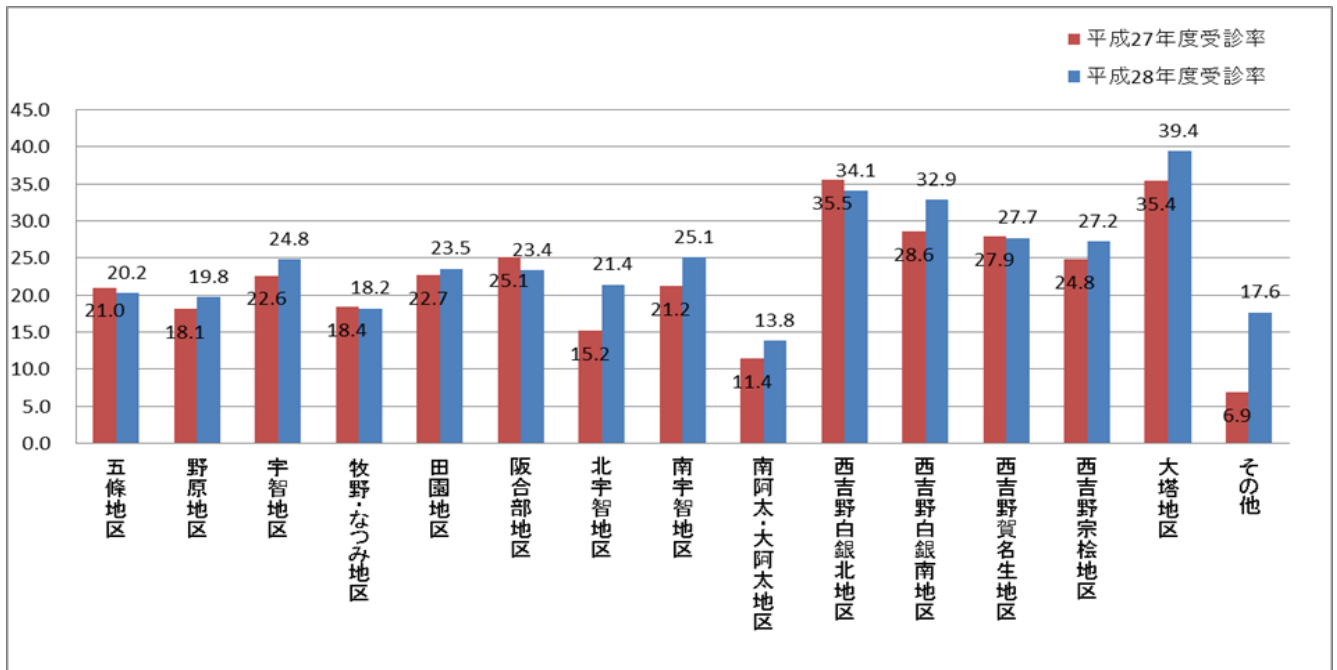
レッドカード(受診勧奨通知)を送付し医療機関への受診勧奨を実施し、特定健康診査の結果で高血圧・高血糖・高コレステロール・高中性脂肪・慢性腎臓病の対象者を抽出・重症化予防を図る。

◎第2期計画実施結果と課題

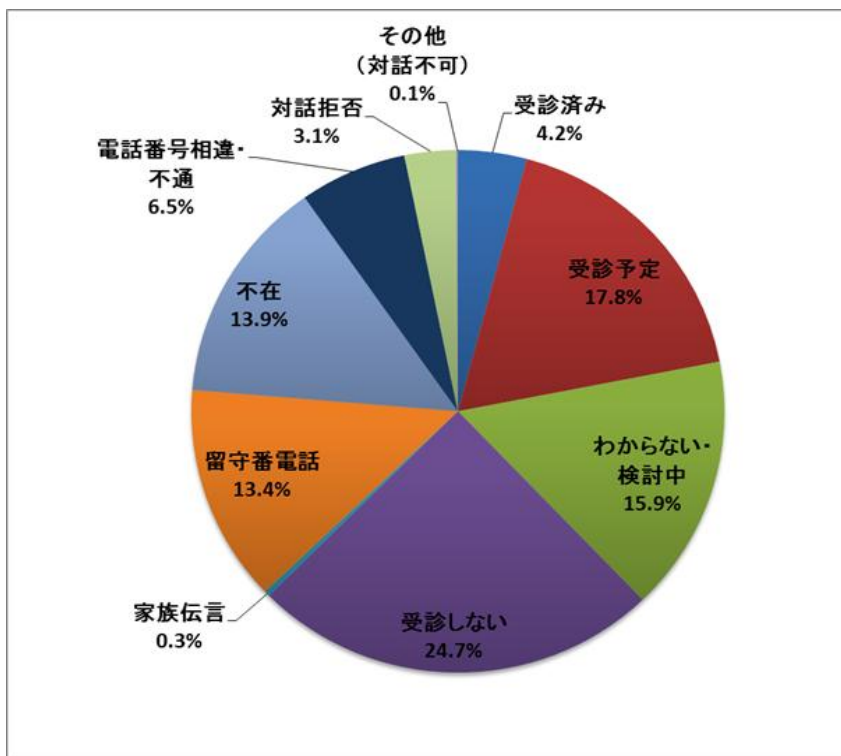
《結果》

| 年 度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29(見込) |
|------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 特定健診実施率 | 20.0% | 21.3% | 21.6% | 22.7% | 25.0% |
| 対象者数 | 7,308人 | 7,211人 | 6,980人 | 6,745人 | 6,700人 |
| 受診者数 | 1,458人 | 1,534人 | 1,512人 | 1,532人 | 1,675人 |
| 市町村順位 | 37位 | 37位 | 37位 | 37位 | — |
| 県特定健診実施率 | 27.9% | 29.6% | 30.9% | 31.3% | — |
| 特定保健指導実施率 | 6.3% | 3.6% | 16.6% | 28.9% | 30.0% |
| 対象者数 | 159人 | 195人 | 187人 | 159人 | 160人 |
| 終了者数 | 10人 | 7人 | 31人 | 46人 | 48人 |
| 市町村順位 | 36位 | 35位 | 21位 | 12位 | — |
| 県特定保健指導実施率 | 16.3% | 14.1% | 30.9% | 31.3% | — |

<平成27・28年度 地区別特定健康診査実施率>



<平成29年度 電話受診勧奨結果>



<平成29年度 未受診者理由(上位5位まで)>

| 理由 | 全体 | |
|------------------------|-----|-------|
| | 人数 | 割合 |
| 定期的に医療機関を通院または入院しているから | 712 | 61.8% |
| 職場で受けた | 96 | 8.5% |
| 健康であり、必要性を感じないから | 77 | 6.8% |
| 時間が取れないから | 64 | 5.6% |
| 人間ドックや自費での健診を受けているから | 53 | 4.7% |



<<課題>>

- ・実施率向上のために、特定健診受診の必要性についてのさらなる普及啓発の工夫。
- ・未受診理由に、定期的に医療機関を通院または入院している者が多いことから、医療機関と連携し、かかりつけ医からの受診勧奨や、受診者の理解を得て、医療機関からの検査データ等の結果情報提供が、効果的かつ効率的に情報提供が実施できるような体制づくり。
- ・無受診者（医療機関の受診歴なし）や健診受診無関心への受診勧奨対策。
- ・特定保健指導は引き続き通知と電話勧奨を行い、さらに次回の健診時には対象とならないように、生活に密着した指導。これに加え、保健指導者研修会に積極的に参加するなど、指導員の資質向上にむけた取組。
- ・特定健診の結果を活用し、対象者の健康の保持増進に努める。

◎第3期計画の目標

| | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特定健康診査 | 30% | 36% | 42% | 48% | 54% | 60% |
| 特定保健指導 | 35% | 40% | 45% | 50% | 55% | 60% |

◎第3期計画の取組

・実施方法、実施機関、実施場所等

「奈良県特定健康診査・特定保健指導マニュアル」に則して、第2期計画中に実施していた特定健康診査（個別健診・集団健診）・特定保健指導を継続して実施していく。

・第3期計画からの実施率向上に向けての取組

- 平成29年度までは、五條市人間ドック受診者のみ特定健診の実施にかえていたが、平成30年度からは五條市人間ドック受診者と五條市脳ドック受診者を、特定健診の実施にかえることとする。
- 平成30年度からの国保単単位化にともない奈良県国民健康保険団体連合会 国保事務支援センターと連携して実施する。
- 医療機関からの検査データ等の結果情報提供が、効果的かつ効率的に情報提供が実施できるような体制づくりを県や医療機関に要望していく。
- インターネットでの集団健診受診予約を実施し、いつでも受診予約をできるようにするなどのICTを活用した取組の実施を検討していく。
- 五條市でしか実施していない検査項目を追加したり、五條市内で使用できる商品券等と交換できる健康ポイント制を導入する等の、魅力ある健診づくりの実施を検討していく。
- 特定健康診査で把握したデータを活用し、奈良県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実行し、早期発見、重症化予防を行う。
- 特定健康診査で把握したデータを活用し、糖尿病等の重症未治療者に対し、治療勧奨となる取組を進める。
- 無受診者（医療機関受診歴なし）への受診勧奨として、未受診者勧奨時の通知や電話勧奨の際に、健診の必要性や生活習慣病についての情報提供を行い、特定健康診査受診勧奨を強化する。

◎第3期計画の評価と見直し

第3期特定健康診査等実施計画の中間評価として平成33年度において、最終評価として平成35年度において、目標の達成状況等について評価を行うことを基本とする。

計画の見直しについては、国や県の動向等に応じて柔軟に対応し、五條市国民健康保険運営協議会等で検討したうえ、必要に応じて見直しを行う。

ゴーカスター



カッキー

ゴーちゃん

星博士

平成30年4月発行

五條市 すこやか市民部 保険課
〒637-8501 五條市本町1丁目1番1号
TEL 0747-22-4001 (代表)
FAX 0747-23-5290